

申請の流れ



申請期間：令和6年9月2日(月)～10月31日(木)

✓ 対象要件を確認してください。

- ・令和3年4月1日(申請日の3年前の日が属する年度の4月1日)以後に返還開始
- ・申請日 or 大学等への進学で転出する直前に、継続して3年以上住民登録あり
- ・初回の補助金の交付申請後、継続して丸亀市に住民登録がある ほか
※その他要件など詳細はHPでご確認ください。



✓ 提出書類を準備してください。



- ・奨学金貸与証明書(初回のみ)
- ・奨学金返還証明書(R5年4月～R6年3月)
- ・就業先からの支援額が分かる書類(就業先から奨学金の返還支援を受けている場合)

✓ 右の申請フォームから申請してください。



- ・申請期間は、**令和6年9月2日(月)～10月31日(木)**です。
- ・申請内容の審査から補助金の振込まで1か月程度かかります。

主な留意事項

- ✓ 他の奨学金返還補助と併用できません(就業先の返還支援は除く)。
- ✓ 「丸亀市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」に
同意のうえ、申請してください。
- ✓ 補助金の交付決定を取り消された場合は、
補助金の返還をしていただきます。

令和5年度に奨学金を返還した市民の皆さんへ

最大**80万円** (年間**8万円**×**10年間**)

奨学金の返還を支援します

主な対象要件

- ✓ 令和6年度末時点で、40歳未満の丸亀市民
- ✓ 令和3年4月1日以後に、奨学金の返還を開始
- ✓ 申請日 or 大学等への進学で転出する直前に、
継続して3年以上住民登録あり

丸亀市に住み続けることで
奨学金の返還支援を受けられます

ステップ1

前年度(R5年度)に
奨学金を返還

ステップ2

申請期間中に
申請フォームから申請
(上限8万円／年度)

ステップ3

ステップ1・2の
繰り返し(10年間)
最大80万円

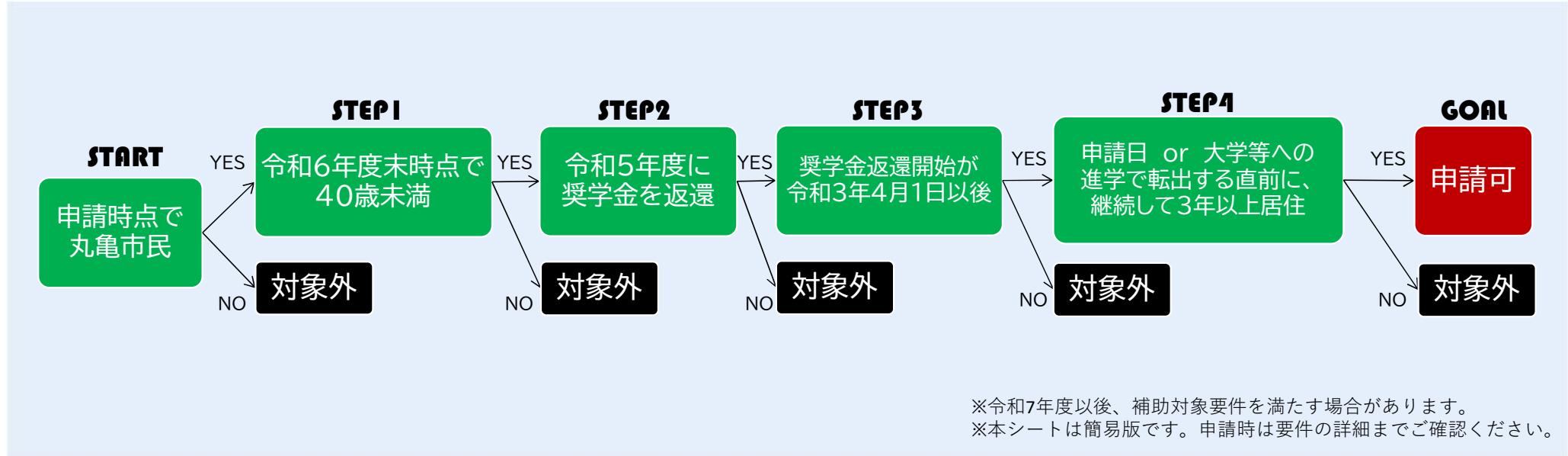
※令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)に返還した
奨学金の元金と利息の合計額
が補助の対象です。

※奨学金の返還支援を受ける
ためには、毎年度の申請が必
要です。

※10年の間に40歳になった、
市外へ転出したなど、対象要
件を満たさなくなった場合は、
申請できません。



令和6年度版 補助対象要件 簡易チェックシート



FAQ

Q. 事業の目的は何ですか？	Q. 令和6年3月に大学等を卒業（修了）しましたが、申請できますか？
A. 丸亀市の未来を担う若者の流出抑制やUターン促進による地域活性化を図るものです。	A. 奨学金の返還が始まった年の翌年からの申請になります。
Q. 補助の対象となる奨学金はどのようなものですか？	Q. 10年間の途中で申請を忘れた場合はどうなりますか？
A. 日本学生支援機構が貸与する奨学金等です。その他の奨学金は個別にお問合せください。	A. 連続する10年間が対象になるので対象外になります。忘れずに必ず申請してください。
Q. 大学進学に係る奨学金が対象になりますか？	Q. 10年間の途中で40歳になる場合はどうなりますか？
A. 大学のほか大学院、短期大学、高等専門学校(第4・5学年、専攻科)、専修学校(専門課程)も対象になります。	A. 39歳になる年度まで申請することができます。
Q. 無職の場合も対象になりますか？	Q. 10年間の途中で市外へ転出した場合はどうなりますか？
A. 就業要件はありませんので、対象になります。	A. 転出以後、補助金の申請はできません。
Q. 3年間の居住要件はどのように確認しますか？	Q. 就業先から奨学金の返還支援を受けている場合はどうなりますか？
A. 申請時に同意いただいたうえで、市が住民基本台帳で確認します。	A. 返還支援を受けた金額を控除して補助金を計算します。
Q. 奨学金の返還開始時期はどのように確認しますか？	Q. 補助金の振込先口座は、本人以外（親など）を指定できますか？
A. 初回申請時に提出いただく「奨学金貸与証明書」の貸与期間で確認します。	A. できません。対象者本人名義の口座を指定してください。